

平成20年度宝くじまちの音楽会実施要綱

1 趣旨

財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、地域の人々に上質な音楽を提供し、地元合唱団等と一流プロとの共演の場を設けることにより、人々の豊かな心の育成に資するとともに、宝くじの普及広報を行うことを目的として、本事業を実施する。

2 実施方法

(1) 事業の名称

名称は「宝くじまちの音楽会」という。

(2) 開催地

自治総合センターが実施を希望する都道府県と協議し、開催地を決定する。平成20年度においては、15ヵ所以内とする。（演目については「3. 事業の内容」参照。）

(3) 主催者

主催者は、開催地となる地方公共団体（都道府県及び市町村）及び自治総合センターとする。

(4) 実施時期

平成20年度においては、平成20年4月から平成21年3月までの間に開催するものとする。

(5) 会場

公立の文化施設等とする。

3 事業の内容

(1) 平成20年度は以下の2つの演目を実施する。実施を希望する地方公共団体においては、いずれか一方の演目を予め選択し、申し出るものとする。

演目1「サーカスとともに」出演：サーカス

演目2「南こうせつwithウー・ファン 心のうたコンサート」出演：南こうせつ、伍芳（ウー・ファン）

(2) 公演時間は、演目1が約120分、演目2が約150分（それぞれ休憩15分を含む）で2部構成とし、第2部において出演者と地元合唱団等との共演コーナー（2曲）を設ける。

4 入場料

(1) 入場料収入は自治総合センターに帰属するものとする。ただし、入場券売捌率が80%を超えた場合には、超えた部分の入場料収入を開催地の収入とすることができる。

(2) 入場料金は2,000円（前売券）を基準とする。

5 経費

本事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものを主催者となる地方公共団体の負担とし、それ以外の経費を原則として自治総合センターが負担するものとする。

- (1) 会場使用料
- (2) 音響、照明を含む会場の設備、備品使用料
- (3) ピアノ（フルコン）使用料及び調律料（ 演目1 ）
- (4) 会場要員費（搬入搬出要員、カゲアナ、会場整理要員他）
- (5) ケータリング経費
- (6) 花束代
- (7) ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費（製作は自治総合センターが行う）
- (8) 新聞、広報誌等への広報宣伝費
- (9) 第2部の地元出演者の募集及び参加に関する経費

6 入場者の確保

- (1) 主催者となる地方公共団体は、本事業を当該団体の自主事業として円滑に実施し、かつ、事業の成果を上げるよう努めるものとする。特に新聞等へのパブリシティや、広報誌への掲載、ポスターの掲出、チラシの配布等本事業の周知宣伝及び入場券の売り捌き等を積極的に実施し、入場者の確保を図るものとする。
- (2) 入場者は会場となる施設収容人員の80%以上を確保するよう努めるものとする。

7 宝くじの普及広報

本事業は、宝くじの普及広報を目的としていることから、主催者となる地方公共団体は、本事業の周知宣伝に際し、印刷物等宣伝媒体に対して宝くじに関する表示をする等、宝くじの普及広報に努めるものとする。